



平成 30 年度ジュニア受動喫煙防止ポスターコンクール最優秀賞受賞作品

健康増進法の一部が改正されました！

改正の趣旨

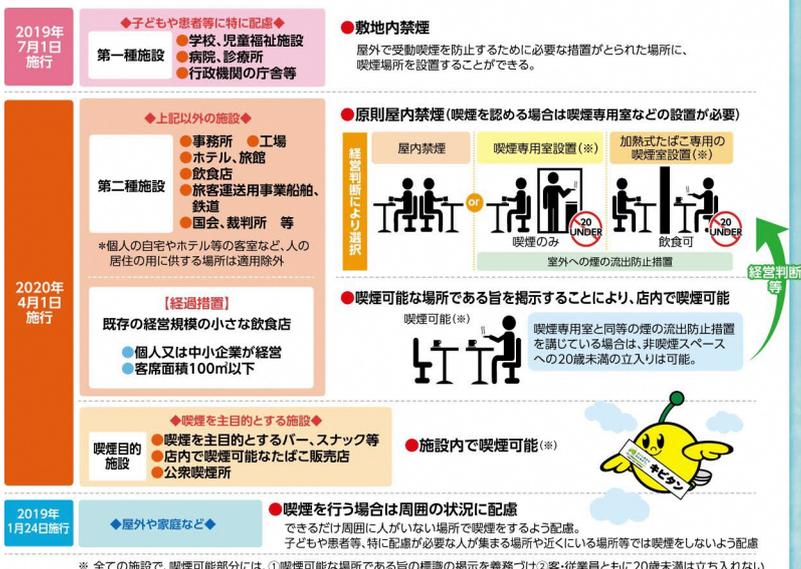
望まない受動喫煙の防止を図るため、特に健康影響が大きい子ども、患者の皆さんに配慮し、多くの方が利用する施設の区分に応じ、施設の一定の場所を除き喫煙を禁止するとともに、管理者の方が講ずべき措置等について定めたものです。

基本的考え方

「望まない受動喫煙」をなくす

受動喫煙が他人に与える健康影響と、喫煙者が一定程度いる現状を踏まえ、屋内において、受動喫煙にさらされることを望まない者がそのような状況に置かれることのないようにすることを基本に、「望まない受動喫煙」をなくします。

改正健康増進法の体系



改正健康増進法の施行期日について

- 一部施行①（喫煙する際の周囲の状況への配慮義務）は2019年1月24日から施行。
- 一部施行②（学校・病院・児童福祉施設等、行政機関）は2019年7月1日から施行。

2018年	7月25日	法律公布	
2019年	1月24日	一部施行① (喫煙する際の周囲の状況への配慮義務) 2019年1月24日	一部施行② (学校・病院・児童福祉施設等、行政機関) 2019年7月1日
	7月1日		
2020年	9月 (ラグビーW杯)	全面施行 (左記以外の施設等) 2020年4月1日	
	4月		
2020年	7月 (東京オリパラ)		